

独立行政法人北方領土問題対策協会 業務方法書の一部改正について

業務方法書第 7 条第 2 項第 1 号に係る貸付利率及び貸付金の限度額の一部を以下により、改正をお願いしたい。

改正事項

貸付金の種類のうち漁業資金、農林資金、商工資金、法人資金、住宅資金の利率の変更

修学資金のうち大学修学に伴う限度額の変更

〔貸付利率の変更〕

従前、当協会の貸付利率の設定は、設備資金及び住宅資金は、漁業近代化資金又は住宅金融公庫のいずれか低い方、経営資金は、国民生活金融公庫の経営改善資金と同率とし、年 2 回、4 月と 10 月に定期的に見直しを実施し、法対象者のニーズに应运えてきていた。

現在、設備資金及び住宅資金の基準とさせていただいている漁業近代化資金の利率が 1.40% であり、当協会は 1.70% となっている。また、経営資金の基準となっている国民生活金融公庫の経営改善資金の利率が 1.30% であり、当協会は 1.55% となっている。

このことから当協会の設備資金、住宅資金及び経営資金の貸付利率を漁業近代化資金、国民生活金融公庫の利率と同率となるよう改正させていただきたい。

〔修学資金の限度額の変更〕

修学資金の限度額は、高校、大学ともに日本育英会の限度額を基礎として公立、私立の平均額を限度額としている。

15 年度において、日本育英会の大学における限度額が年額 24,000 円引き上げられたことから、当協会の修学資金を同額の引き上げをさせていただきたい。

〔当協会限度額：改正前 606,000 円 改正後 630,000 円〕

業務方法書の一部を次のように改正する

1. 貸付利率の一部改正

第7条第2項第1号の別表の1の1の(1)から(4)までの利率「年利1.70%」を「年利1.40%」に、(5)及び(6)の利率「年利1.20%」を「年利0.90%」に、(7)の利率「年利1.55%」を「年利1.30%」に、(8)の利率「年利1.05%」を「年利0.80%」に改め、別表の1の2の(1)から(4)までの利率「年利1.70%」を「年利1.40%」に、(5)及び(6)の利率「年利1.20%」を「年利0.90%」に、(7)の利率「年利1.55%」を「年利1.30%」に、(8)の利率「年利1.05%」を「年利0.80%」に改め、別表の1の3の(1)及び(2)の利率「年利1.70%」を「年利1.40%」に、(3)及び(4)の利率「年利1.20%」を「年利0.90%」に、(5)の利率「年利1.55%」を「年利1.30%」に、(6)の利率「年利1.05%」を「年利0.80%」に改め、別表の1の4の(1)の利率「年利1.70%」を「年利1.40%」に、(2)の利率「年利1.55%」を「年利1.30%」に改め、別表の1の5の(4)から(6)の利率を「年利1.70%」から「年利1.40%」に、(7)及び(8)の利率「年利1.20%」を「年利0.90%」に改める。

2. 貸付限度額の一部改正(修学資金)

第7条第2項第1号の別表の1の5の(3)の貸付金額(大学)の限度「60万6千円」を「63万円」に改める。

公 定 歩 合 等 の 推 移

平成16年1月28日現在 (単位 :%)

年月日	財 融	投 資	公 歩	定 合	長期プライムレート		短期プライムレート		北 対 協		国 金		漁 業 近代化	住 公 新 築
					レ	ー	レ	ー	設 備	経 営	普 通	経 営		
12. 3.10		2.0										2.1		
3.13														2.8
3.27													2.0	
4. 3														
4. 7		2.1								2.0	2.1			
4.10												2.15		
4.21														2.85
5.10												2.15		
5.19		2.0										2.1		2.8
5.25													2.0	
6.14		1.9										2.05		2.75
6.19													1.9	
8.10												2.2		
8.24													1.5	
9. 8		2.0										2.4	2.2	
9.25													2.0	2.8
10.11												2.3	2.15	
10.12		2.1												
10.16														2.85
10.26													2.1	
10.30														2.8
11.10												2.25	2.2	
12. 8												2.1	2.1	
12.13		2.0											2.05	
12.18														2.0
13. 1.22														2.7
1.22														2.6
1.22														2.55
1.26		1.8										1.95		
2. 1													1.8	
2. 9				0.35		2.05						2.05		
2.21		1.7										1.9		
2.26													1.7	
3. 1				0.25										
3. 9						1.9						1.9	1.8	
13. 3.14		1.6												
3.19														
4. 2		1.4												
4. 5														
4.10												1.85		
5. 9		1.7										1.75		
5.10													1.85	1.55
5.18												1.75	1.45	
5.29														1.6
6. 1		1.6												2.6
6. 6														1.5
6. 8												1.6	1.3	
7. 3		1.5												2.55
7. 6														1.4
7.10												1.55	1.25	
8. 3		1.7												2.5
8.10												1.65	1.35	
8.14														1.6
8.28														2.6
9.19												0.1		
10.10												1.7	1.4	
11. 9												1.65	1.35	
12.11												1.85	1.55	
14. 1.10												2.0	1.7	
2. 8												2.2	1.9	
2.19														2.75
2.20														1.8
3. 5		1.9												
3. 8												2.3	2.0	
4. 1														1.70
4. 2		1.80												
4. 5														2.70
4.10												2.10	1.80	
4.22		1.70												2.60
5. 8		1.80												

公定歩合等の推移

(単位:%)

年月日	財 融	投 資	公 歩	定 合	長期 プライム レート	短期 プライム レート	北 対 協		国 金		漁 業 近代化	住 公 新 築
							設 備	経 営	普 通	経 営		
14. 6. 3	1.70											
6.11					1.95				1.95	1.65		
7. 5	1.60										1.50	
7.10												2.55
8. 9					1.90				1.90	1.60		
9.10					1.70				1.70	1.40		
10.10					1.60				1.60	1.30		
10.29							1.50	1.30				
11. 1											1.30	
11. 7												2.45
11.15												2.40
12. 3											1.20	
12.10					1.65				1.65	1.35		
15. 1. 6	1.30											2.30
1.15												2.30
2.10	1.20											
2.12					1.55							
2.13									1.55	1.25		
2.20											1.10	
3. 3												2.20
3.11					1.50							
3.12	1.00								1.50	1.20		
3.19											1.00	
4. 1							1.00	1.20				
4.10					1.40							
4.11	0.90								1.40	1.10		
4.16												2.15
4.18											0.90	
4.21												2.10
5. 9					1.35							
5.16	0.80								1.35	1.05		
5.23											0.70	
6.10					1.25				1.25	0.95		
6.11	0.70											
6.16												2.00
15. 7.10										1.60		
7.11	1.30								1.60	1.30		
7.18											1.20	
8. 8										1.50		2.40
8.12	1.20											
8.13									1.50	1.20		
8.20											1.10	
9. 2												2.30
9.10	1.80								1.85	1.55		
9.18												2.70
9.19											1.70	
9.22												2.55
10. 1							1.70	1.55				
10.10	1.60								1.65	1.35		
10.21											1.50	
11.11									1.80			
11.14	1.80								1.80	1.50		
11.21											1.70	2.60
12.10	1.70								1.70	1.40		
12.18											1.60	
16. 1.19	1.60											2.55
1.26											1.50	
2.10									1.60			
2.12	1.50								1.60	1.30		
2.17												2.50
2.19											1.40	
改正							1.40	1.30				

貸付利率の一部改正比較表

貸付金の種類	貸付金の用途	改正後	改正前
1. 個人が営む漁業に必要な資金 (漁業資金)	(1) 漁船の建造、取得及び改造	1.40	1.70
	(2) 漁船用機器の設置		
	(3) 養殖施設、処理加工施設、保蔵施設又はこれらに準ずる漁業用施設の設置		
	(4) 漁具又は漁網網の購入		
	(5) 上記(1) (2) (3) の転貸	0.90	1.20
	(6) 上記(4) の転貸		
	(7) 経営資金	1.30	1.55
	(8) 上記(7) の転貸	0.80	1.05
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金 (農林資金)	(1) 農地又は牧野の取得、改良及び造成	1.40	1.70
	(2) 農舎、畜舎、温室、ふ卵育すう施設又はこれらに準ずる農畜産業用施設の設置		
	(3) 家畜又は家きんの購入		
	(4) 農畜産林業用機具の購入		
	(5) 上記(1) (2) の転貸	0.90	1.20
	(6) 上記(3) (4) の転貸		
	(7) 経営資金	1.30	1.55
	(8) 上記(7) の転貸	0.80	1.05
3. 個人が営む商工業及びその他の事業に必要な資金 (商工資金)	(1) 工場用建物、店舗、事務所、事業所又は倉庫の設置	1.40	1.70
	(2) 車両、機械若しくは器具の購入又は事業用設備の設置		
	(3) 上記(1) の転貸	0.90	1.20
	(4) 上記(2) の転貸		
	(5) 経営資金	1.30	1.55
	(6) 上記(5) の転貸	0.80	1.05

貸付金の種類	貸付金の使途	改正後	改正前
4. 法人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金 (法人資金)	(1) 個人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金(経営資金を除く)のそれぞれの使途に同じ	年利% 1.40	年利% 1.70
	(2) 経営資金	1.30	1.55
5. 生活に必要な資金 (住宅資金)	(4) 住宅改良資金 増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の取得に要する資金	1.40	1.70
	(5) 住宅新築資金 住宅の新築に必要とする資金(新築住宅を購入する場合を含む)		
	(6) 土地取得資金 ア 住宅の新築に付随して必要な土地の取得に要する資金(新築住宅を購入する場合を含む) イ 中古住宅の取得に付随して必要な土地の取得に要する資金		
	(7) 上記(4)及び(6)のイの転貸 (8) 上記(5)及び(6)のアの転貸		

